

下関市立歴史博物館特別展【秋】音声ガイド等制作業務に係る  
公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

下関市立歴史博物館では、令和7年度に昭和の下関をテーマとした特別展「思い出の下関」を開催する。本展示は、本年が昭和100年に当たることを記念し、昭和の下関の出来事や街並みの変遷を追うとともに、当時の風景等を紹介するもの。主要なトピックとして、戦前から戦後へかけての交通、産業の発展や、戦災及びその復興、当時のスポーツや文化等を扱う。

本展示のねらいとして、下関の近現代の歴史を学べるものとするだけでなく、テーマとする昭和時代は実際に当時を体験した人々が多く来館することが予想されるため、自身の体験や目にした風景を懐かしんでもらうことを目指す。また、昭和を体験していない世代にもわかりやすいものとし、郷土への関心を高めるとともに、様々な世代間の会話や交流が生まれるきっかけとする。

本業務は、本展示の一環として、展示室内や広報等に利用する音声ガイド及びイラストを作成するものである。展示の内容・イメージを視覚・聴覚から来館者に伝えることで、集客や来館者の満足度を高めることを目指す。

## 2 業務概要

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 業務名  | 下関市立歴史博物館特別展【秋】音声ガイド等制作業務              |
| (2) 履行期間 | 契約締結の日から令和7年11月16日まで                   |
| (3) 業務内容 | 別添 下関市立歴史博物館特別展【秋】音声ガイド等制作業務仕様書(案)のとおり |

## 3 予算

見積り限度額 1,100,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

## 4 日程

- |                    |              |           |
|--------------------|--------------|-----------|
| (1) プロポーザル実施の公告    | 令和7年4月16日(水) |           |
| (2) 参加申込書の提出期限     | 令和7年4月28日(月) | 午後5時まで    |
| (3) 参加資格審査結果の通知    | 令和7年4月30日(水) | までに発送     |
| (4) 質問の受付期間        | 令和7年4月16日(水) | から        |
|                    | 令和7年4月24日(木) | 午後5時まで    |
| (5) 質問に対する回答       | 令和7年4月25日(金) | までに回答     |
| (6) 企画提案書等の提出期限    | 令和7年5月14日(水) | 午後5時まで    |
| (7) 企画提案書等に対する質問期限 | 令和7年5月19日(月) | 午後12時まで   |
| (8) 質問に対する回答       | 令和7年5月20日(火) | 午後5時までに回答 |
| (9) 選定結果の通知        | 令和7年5月23日(金) | までに発送     |

## 5 プロポーザルへの参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 本公告の日から契約締結の日までの間、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) プロポーザルへの参加申込の時点で、下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿に登録があること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつ、その取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 複数の事業者による連合体でないこと。
- (7) 本業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に再委託する者でないこと。
- (8) プロポーザルへの参加申込に係る手続きが滞りなく完了し、プロポーザルへの参加資格を認められていること。

## 6 参加申込手続

参加申込者は、次のとおり参加申込書等を提出してください。

- (1) 提出書類      ア 参加申込書（様式第1号）  
                  イ 会社概要（既存のパンフレット等）
- (2) 提出期限      令和7年4月28日(月) 午後5時まで 必着  
                  ※提出期限までに電話で到着を確認してください。
- (3) 提出方法      電子メール
- (4) 提出先       「16 提出先・問合せ先」に同じ

## 7 参加資格審査の結果通知

参加申込者に対し、令和7年4月30日(水)までに参加資格審査結果通知書（様式第3号）で通知します。

また、参加資格を有するとの通知を受けた者（以下「有資格者」という。）は、プロポーザルに係る提案書を提出する資格を有するものとします。

参加資格の審査結果については、市に対し、当該通知の日の翌日から起算して5日以内に書面（任意様式）で説明を求めることができます。

参加申込書等を提出したにもかかわらず、参加資格審査結果の通知が届かない場合は、お手数ですが、令和7年5月1日(木)午後5時までに電話でご確認ください。

## 8 質問の提出

本業務を履行する意思があり、かつ、プロポーザルに参加しようとする者のうち、本業務又はプロポーザルについて質問がある者は、次のとおり質問書を提出してください。

- (1) 提出書類 「質問書（様式第2号）」
- (2) 提出期限 令和7年4月24日（木） 午後5時まで 必着  
※提出期限までに電話で到着を確認してください。
- (3) 提出方法 電子メール又はファクシミリ
- (4) 提出先 「16 提出先・問合せ先」に同じ

## 9 質問に対する回答

質問書を提出した者それぞれに対し、令和7年4月25日（金）までに電子メール又はファクシミリで回答します。ただし、プロポーザルの実施に当たって市が必要と認めるときは、6の（1）に定める参加申込書等を提出した者（以下「参加申込者」という。）全てに対し、質問の内容を含めて回答する場合があります。

## 10 企画提案書等の提出

有資格者のうち本業務を履行する意思がある者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。

- (1) 提出書類
  - ア 企画提案書等の提出について（様式第4号）
  - イ 企画提案書（任意様式）  
※別添「下関市立歴史博物館特別展【秋】音声ガイド等制作業務仕様書（案）」及び別記4「下関市立歴史博物館特別展【秋】音声ガイド等制作業務プロポーザル評価基準」（以下「評価基準」という。）に対応した内容を必ず記載してください。
  - ウ 業務実施体制について（様式第5号）
  - エ 価格提案書（参考見積書）（様式第6号）
  - オ 再委託申出書（様式第7号）
- (2) 提出部数 正本1部及び副本6部  
※1部ごとにA4版2穴サイズのファイルに綴じて提出してください。  
また、提出書類の全てをPDF形式で記録したCD-Rを1部提出してください。
- (3) 提出期限 令和7年5月14日（水） 午後5時まで 必着  
※提出期限までに電話で到着を確認してください。  
※提出期限までに提出書類を提出しない場合は、参加する資格を失うものとします。
- (4) 提出方法 持参又は郵送

※郵送の場合は、受取の日時及び配達の完了を証明できる方法によることとし、郵便事故等については、市はその責めを負わないものとしします。

(5) 提出先 「16 提出先・問合せ先」に同じ

## 11 評価及び選定

- (1) 市が設置するプロポーザル審査委員会において、5名の審査委員が、評価基準に基づき、企画提案書の内容を公平・公正かつ客観的に評価します。
- (2) 委員が各500点を満点とする評価点によって評価し、最高点と最低点を付けた委員の点数を除いた残りの合計点を当該企画提案者の総合点とします。
- (3) 失格した者を除き、総合点の最も高い企画提案者を候補者（契約の締結に向けた協議を行う候補となる出席者をいう。以下同じ。）として選定し、次に総合点が高い企画提案者を次順位候補者として選定します。ただし、総合点が700点未満の場合、候補者又は次順位候補者として選定しません。
- (4) 総合点が高くなる企画提案者が生じた場合は、「企画提案評価」の項目の評価点が高い企画提案者を候補者として選定します。ただし、それでもなお候補者を選定できないときは、委員の多数決により候補者及び次順位候補者を選定します。

## 12 選定結果の通知

プロポーザルに参加した全ての企画提案者に対し、令和7年5月23日(金)までに選定結果通知書（様式第9号）で通知します。

また、選定結果通知書を発送した日の翌日以降に、次に掲げる項目を市のホームページ（しごと・事業者 > 入札・契約・登録 > 業務委託等の部屋（上下水道局を除く） > プロポーザル情報）に公表します。

- (1) 所管部課及び業務名
- (2) 企画提案者数
- (3) 候補者の名称及びその総合点

## 13 契約の締結に向けての協議

- (1) 契約の内容は、提案書等の内容と同一となるものではなく、仕様、スケジュール等について候補者と交渉を行った上で見積書の提出を求め、契約を締結します。
- (2) 契約の締結に向けた交渉については、まず候補者で行い、当該交渉の結果合意に至らないときは、次順位候補者で行います。
- (3) 候補者又は次順位候補者は、当該交渉において個人情報を取得したときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、これを適切に取り扱うものとしします。

## 14 情報公開

市は、提出された参加申込書、質問書、企画提案書等に使用する他の資料等（以下「提出書類」という。）について、下関市情報公開条例（平成17年2月13日条例第16号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報については、公開しない場合があります。

また、本業務に係る契約を締結する前に、公平・公正かつ客観的な候補者の選定に影響を与えるおそれのある情報については、当該契約を締結した後に公開するものとします。

## 15 その他

## (1) 提出書類について

ア 返却は行いません。

イ 提出後の訂正又は差し替えは、市からの指示を除き認めません。

ウ プロポーザルの実施以外の目的では使用しません。

エ 提出書類の著作権は、これを作成した者に帰属するものとします。ただし、プロポーザルの実施に当たって市が必要と認めるときは、企画提案書等の全部又は一部を無償で複製できるものとします。また、本業務に係る契約を締結した後で、本業務の実施に当たって市が必要と認めるときは、当該契約の相手方となった者（本業務の再委託先を含む。）が作成した企画提案書等の全部又は一部を無償で複製し、転記し、口述し、又は頒布することができるものとします。

オ 持参の場合は、平日の午前9時から午後5時の間に受け付けるものとします。

(2) プロポーザルに要する経費は、全て参加申込者の負担とします。また、やむを得ない理由によりプロポーザルを中止した場合においても、それまでに要した経費を市に請求することはできません。

(3) 参加申込書等を提出した後でプロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式第8号）を提出してください。

(4) 次のいずれかに該当する参加申込者又は企画提案者は、失格とします。

ア 参加資格の要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 本要領に示す提出期限、提出方法、提出先等書類作成上又は提出上の条件に適合しない提出書類を提出した場合

エ 選定結果に影響を与えるおそれのある不誠実な行為を行った場合

オ 価格提案書（参考見積書）の金額が見積り限度額を超過した場合

(5) 参加申込者は、プロポーザルを実施した後に不知又は内容の不明を理由に異議を申し立てることはできないものとします。

(6) プロポーザルの手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨

に限ります。

16 提出先・問合せ先

〒752-0979

下関市長府川端二丁目2番27号

下関市立歴史博物館

担当：稲益

TEL：083-241-1080 / FAX：083-245-3310

電子メール：kihakubu@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

開庁時間：午前8時45分から午後5時30分まで

17 施行期間

本要領は、令和7年 月 日から施行し、本業務に係る契約の締結をもってその効力を失う。